

国立大学法人大阪大学総長選考会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学組織規程第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人大阪大学の総長選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 総長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人大阪大学経営協議会規程第2条第4号に掲げる者のうちから、経営協議会において選出された者 6名
- (2) 国立大学法人大阪大学教育研究評議会規程第2条第1項第3号から第11号までに掲げる者のうちから、教育研究評議会において選出された者 6名
- (3) 理事のうちから、役員会において選出された者 3名

2 国立大学法人大阪大学総長選考規程（以下「総長選考規程」という。）第2条に定める総長選考を開始したときは、前項第3号の委員は、委員としての身分を失うものとする。

3 第1項第1号又は第2号の委員が総長選考規程第4条又は第5条に定める総長候補者又は同規程第4条に定める推薦人となったときは、委員としての身分を失うものとする。

4 前2項の規定により委員が欠員となった場合は、第1項第1号及び第2号の委員は速やかに、同項第3号の委員は当該総長選考終了後に補充するものとする。

(権限及び審議事項)

第3条 総長選考会議は、総長選考規程及び国立大学法人大阪大学総長解任規程（以下「総長解任規程」という。）により、総長の選考及び文部科学大臣への総長の解任の申出を行うとともに、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総長選考規程及び総長解任規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 総長の業績評価に関する事項
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第3項に定める大学総括理事の設置に関する事項
- (4) その他総長の選考、解任及び辞任に関し必要な事項

(議長)

第4条 総長選考会議に議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、総長選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席)

第5条 総長選考会議は、特に必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の成立要件)

第6条 総長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の議決要件)

第7条 総長選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(会議の事務)

第8条 総長選考会議に関する事務は、総務部総務課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、総長選考会議に関し必要な事項は、総長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年6月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月16日から施行する。